

Weekly Report

第 744 号

令和6年4月22日

給与所得者の定額減税(月次減税)Q&A

給与所得者に対する所得税の定額減税(本人と扶養親族等の人数×3万円)は、給与の支払者のもとで本年6月以後に支払う給与等の源泉徴収税額から控除(控除しきれない金額は以後の給与等の源泉徴収税額から順次控除)する「月次減税」を行います。

◆ Q & A

Q. 月次減税の対象となる「基準日在職者」とは？

A. 本年6月1日現在で勤務している方のうち、扶養控除等申告書を提出している居住者(甲欄適用者)が該当し、一律に月次減税の適用を受けます。

Q. 減税額の計算に当たり扶養親族等の確認は？

A. 減税額の計算に含める同一生計配偶者や扶養親族(いずれも居住者に限る)は、提出された扶養控除等申告書により確認を行い人数を把握します。ただし、扶養控除等申告書に記載されていない同一生計配偶者(所得金額900万円超である基準日在職者の場合)等は、「源泉徴収に係る申告書」の提出を受けることで減税額の計算に含めることができます。

Q. 扶養控除等申告書に記載されている「源泉控除対象配偶者」を減税額の計算に含める？

A. 「源泉控除対象配偶者」には所得金額95万円以下の配偶者が記載されていますが、減税額の計算に含める「同一生計配偶者」は所得金額48万円以下の居住者です。そのため「源泉控除対象配偶者」のうち所得金額48万円超の方や非居住者は含めません。

Q. 減税額の計算に含める扶養親族は？

A. 扶養控除等申告書に記載された「控除対象扶養親族」や扶養控除等申告書の住民税に関する事項に記載された「16歳未満の扶養親族」のうち、居住者である方を計算に含めます。

「代表取締役等住所非表示措置」の創設

商業登記規則等の改正により、登記事項証明書等に株式会社の代表取締役等の住所を一部表示しないことができる「代表取締役等住所非表示措置」が本年10月から施行されます。

これは、代表取締役等のプライバシー保護を図る措置で、代表取締役等の住所が登記される登記申請(代表取締役等の就任や住所移転など)と併せて本措置を希望する申出を行うことで、住所の表示を最小行政区画(市区町村)までにできます(法律上の利害関係がある者は住所を確認可能)。

なお、本措置により登記事項証明書等で代表者の住所を証明できなくなるため、融資や取引で不都合が生じる場合があることに留意します。

★★★ 5月のチェックポイント ★★★

※取引先のゴールデンウィークの休業日程を確認して納品や集荷などに支障がないようにします。

※個人住民税特別徴収の納税通知書が届いたら、徴収に備えて賃金台帳に転記します(定額減税の実施により徴収方法が例年と異なります)。

※固定資産税の納税通知書が届いたら、課税内容が適正かチェックして納付期限を確認します。

※自動車・軽自動車の所有者(4月1日時点)に対して自動車税・軽自動車税の納税通知書が届くので納付期限を確認します。